

## 清代北京における朝鮮使節と琉球使節の邂逅

沈, 玉慧  
九州大学大学院人文科学府

<https://doi.org/10.15017/25855>

---

出版情報：九州大学東洋史論集. 37, pp.93-114, 2009-03-31. 九州大学文学部東洋史研究会  
バージョン：  
権利関係：

# 清代北京における朝鮮使節と琉球使節の邂逅

沈 玉 慧

## はじめに

朝鮮と琉球の往来は明初に始まるが、嘉靖九（一五三〇）年からは、朝鮮と琉球との外交関係は、主として北京への朝貢の機会に相互の漂流民を送還し、あわせて咨文柄を交換し情報を収集するという形を取ることになった<sup>1)</sup>。その後は朝鮮と琉球との間で、直接的な使節が往来することはなく、北京が朝鮮と琉球との主要な外交関係の場となった。明末清初期の動乱は、朝鮮と琉球による朝貢使節の派遣にも影響をあたえたが、康熙二（一六六三）年に琉球が清朝の冊封を受けて、二年一貢による朝貢使節の派遣を回復してからは、北京における朝鮮使節と琉球使節による交流も再開し、清末にいたるまで続いたのである。

ただし清朝・朝鮮・日本・琉球の各国間の外交関係のなかでも、朝鮮と琉球の関係は特殊であった。清朝と日本の間には、長崎貿易による人的な往来があり、清朝と朝鮮・琉球の間には朝貢使節や冊封使節の往来があった。また朝鮮と対馬の間には通商関係があり、朝鮮通信使は江戸にまで赴いた。つまり清朝・朝鮮・日本・琉球の間には、おおむね直接的な政治・経済上の人的往来があったのだが、朝鮮と琉球との関係だけは、両国間の直接的な往来ではなく、北京における朝貢という機会を通じて行われたのである。

しかし現時点では、北京における朝鮮使節と琉球使節の交流に関する研究成果は必ずしも多くはない。紙屋敦之氏は、

清代北京における朝鮮使節と琉球使節の邂逅（沈）

一九六〇年に出版された『燕行録選集』を利用して、乾隆五二（一七八七）年・嘉慶六（一八〇一）年・道光一二（一八三二）年における、北京での朝鮮使節と琉球使節の交流について簡単に紹介し分析している<sup>2)</sup>。また松浦章氏も、清初に朝鮮使節が北京において琉球使節と接触し、東南沿海部の反清勢力に関する情報を収集したことを指摘している<sup>3)</sup>。しかし上記の事例は、清代における朝鮮使節と琉球使節の交流の一部にすぎない。清代を通じて、両国の朝貢使節が北京において邂逅した事例は、筆者の統計によれば四一回を数える。特に二〇〇一年に韓国の東国大学から出版された『燕行録全集』には、三百種以上の燕行録が収録されており、この資料集によって、朝鮮と琉球の使節による交流の実態を、より包括的に検討することができるのである。

また夫馬進氏は、北京における朝鮮と琉球の交流は、万曆三七（慶長一四・一六〇九）年の薩摩の琉球侵攻以降は、両国使節の北京における往来も、従来ほど頻繁ではなくなつたと指摘している<sup>4)</sup>。とはいえ、その後も各種の『燕行録』や、『同文彙考』・『日省録』・『朝鮮王朝実録』などの史料には、琉球に関する詳しい記述も含まれており、上述のように北京で朝鮮と琉球の朝貢使節が邂逅する機会も多かった。はたして万曆三十七年以降の北京における朝鮮と琉球両国使節の交流は、いかなる形で行われたのだろうか。

朝鮮王朝と琉球王国だけではなく、ベトナム・シヤム・スールー・ラオス・ビルマなどの諸国にとつても、北京における各国使節の往来は、朝貢国同士が交流する重要な機会であった。ただし朝貢使節の北京における往来に関する研究はなお少ない。近年の成果としては、清水太郎氏が明清の北京における朝鮮使節とベトナムの使節の交流について一連の論考を発表している<sup>5)</sup>。ただし清水氏の研究も、両国の使節の遭遇した場所やその状況などについては、必ずしも十分には考察していない。各国の朝貢使節が、北京滞り期間にどのような方法で、どのような状況下で往来し、交流を行ったのかという問題については、より具体的な検討を進める必要があるだろう。本稿では朝鮮使節と琉球使節の交流事例を通じて、この問題について基礎的な考察を行うことにしたい。

## 一 朝鮮・琉球関係史の概観

朝鮮半島と琉球との往来は、洪武二二（一三八九）年にまで遡る。この年に琉球は倭寇の被虜人となった高麗人を送還し、高麗は琉球使節の帰国に際して、報聘使を同行させて琉球に派遣した<sup>6</sup>。洪武二五（一三九二）年に李成桂が朝鮮王朝を建国してからも、朝鮮王朝と琉球は、被虜人や漂流民の送還を通じて往来し、外交関係を維持した<sup>7</sup>。『朝鮮王朝実録』の記事によれば、洪武二五年から嘉靖三（一五二四）年の期間に、琉球が使節を朝鮮に派遣した回数は総計四二回におよんでいる。使者を派遣した目的としては、朝鮮の被虜人や漂流民の送還のほか、大蔵経などの仏典の請求も含まれていた<sup>8</sup>。

この時期の朝鮮と琉球の往来において、その過程で博多や対馬の商人が介在することもあった。琉球は倭寇の襲撃に遭遇することを避けるため、博多や対馬の商人に委任するという方式で使節を朝鮮に派遣したのである。さらに博多や対馬の商人が、琉球国王の使者という名義をかりて偽使を朝鮮に派遣することもあった<sup>9</sup>。朝鮮側では琉球王国の使節の真偽を判別することにすこぶる困惑し、甚だしくは受入を拒絶することもあった<sup>10</sup>。このように、当時の朝鮮と琉球との外交関係は、単に国家間の往来というだけではなく、博多や対馬の商人が介在したことにより、複雑で多元的な様相を呈したのである。

こうした関係には、嘉靖九年にいたって変化が生じた。この年の八月、七名の琉球人が暴風により朝鮮に漂着した。これに対し朝鮮王朝では、彼らを直接に琉球に送還するのではなく、対馬か明朝を通じて送還することにしたのである。結果として朝鮮王朝は、もし琉球の漂流民を明朝を通じて送還すれば、その後漂流民がどのように処置されるか判らないために、対馬または薩摩を経由して、漂流民を琉球に送還することを決めた。ところが琉球の漂流民はこの決定を知ると痛哭し、もし倭人を通じて送還されると、不測の事態が生ずるかも知れないと訴えた。このため朝鮮では漂流民の琉球への送還方法について再度議論が行われ、最終的には、琉球の漂流民を朝貢使節とともに明朝に送り、その後琉球

使節に引き渡すことに決定した<sup>11)</sup>。その後は、朝鮮王朝と琉球王国は、北京への朝貢の機会を利用して、相互の漂流民を送還するようになったのである。

さらに朝鮮と琉球は北京を経由して相互の漂流民を送還するだけではなく、そこで咨文国書（咨文）を交換することもあった。たとえば万曆二五（一五九七）年には、朝鮮国王は明朝への朝貢使節を介して琉球国王に咨文を送り、万曆一九（一五九一）年に琉球が朝鮮の漂流民を送還したことに對する謝意を示した。万曆二九（一六〇一）年にも、朝鮮国王は同じように琉球国王に咨文を送り、琉球が豊臣秀吉の死亡情報を通報し、また漂流民を送還したことに對して謝意を伝え、あわせて今後とも琉球使節が、日本に関する情報を朝鮮使節に伝達することを要望している。さらに薩摩藩による琉球侵攻の直後、万曆三八（一六一〇）年にも、琉球の朝貢使節は北京において朝鮮使節に咨文を送り、今後も交隣関係を継続したいという意向を告げた。その後も崇禎一一（一六三八）年にいたるまで、朝鮮と琉球は依然として北京において一二通に及ぶ咨文を交換している。その内容は、主として両国間の友好・交隣関係を伝え、漂流民の送還や日本情報の提供に謝意を示すというものであった<sup>12)</sup>。

なぜ一六世紀中期からは、朝鮮と琉球は直接に使節を派遣するのではなく、北京への朝貢という機会を通じて外交を行ったのだろうか。その背景には、当時の東アジア海域の情勢があるといえよう。周知のように、琉球王朝は明朝への頻繁な朝貢を通じて、豊富な中国物産を入手し、それによって東アジア海域と東南アジア海域を結ぶ中継貿易を展開していた。一五世紀には、琉球はベトナム・シヤム・マラッカ・ジャワ・スマトラなどの東南アジア諸国、および日本・朝鮮などの東アジア諸国に活発に貿易船を派遣している<sup>13)</sup>。しかし一六世紀になると、明朝は琉球王国に對する優遇政策を縮減し、朝貢の頻度を二年一貢に延長するとともに、朝貢使節の人数や貿易品の數量を制限したため、琉球国王による朝貢船の派遣は減少していった。さらにポルトガル人がアジア海域の貿易に参入し、華人海商による密貿易も拡大したこともあって、琉球王府による国家貿易の規模は大幅に縮小してゆき、隆慶四（一五七〇）年以降は、琉球国王が東南アジアに貿易船を派遣することもなくなった。このように一六世紀には、琉球王府による明朝との朝貢貿易は縮

小傾向にあり、東南アジア諸国や朝鮮との国家貿易も減少し、やがて途絶してしまった<sup>15)</sup>。こうした琉球王府による海上貿易の縮小という状況のなかで、琉球と朝鮮が直接に使節を派遣することも、嘉靖三年を最後に行われなくなったのである<sup>15)</sup>。

## 二 清代北京における朝貢儀礼のプロセス

各国の朝貢使節は、北京においてさまざまな公式行事に参加する必要があった。清代の朝貢儀礼に関しては、『大清会典』・『大清会典事例』に基本的な規定が記載されているが、具体的な朝貢儀礼のプロセスについては、それらの制度的規定だけでは十分に明確ではない部分も存在する。朝貢儀礼の実態を考察するうえで、朝貢国側の関連史料、なかでも詳細で分量も多い朝鮮使節による『燕行録』は、貴重な情報を提供するといえよう。ここでは清朝の制度史的史料とともに、朝鮮側の『燕行録』なども参照して、北京における朝貢儀礼のプロセスを整理してみたい。

北京への朝貢ルートは、各朝貢国によってさまざまであるが、朝鮮使節は陸路で鳳凰城から遼東に入り、さらに瀋陽から山海関を経て、通州から北京に入った<sup>16)</sup>。一方、琉球使節は海路で福州に到着したあと、陸路で杭州にいたり、そこから大運河によって北上し、北京に赴いた<sup>17)</sup>。朝貢使節が入国すると、清朝は官吏を派遣し、北京まで朝貢使節を護送することとなっていた。朝鮮の場合は使節が瀋陽に到着すると、清朝から派遣された官員が彼らを護送して山海関を越え、北京に入るに先だつて、礼部に対して使節の到着を伝えた。礼部は通事を東岳廟に派遣して使節を迎え、朝鮮の正使・副使・書状官はそこで官服に着替え、通事とともに北京城内に入り、会同館に赴いたのである<sup>18)</sup>。

各国の朝貢使節は、北京での滞在期間中は会同館を宿舍として割りあてられていた。清代の会同館は、順治初年に設置されているが<sup>19)</sup>、同じ年に何か国もの朝貢使節が進貢する事も多かつたため、既存の宿舍のみでは対応できないこ

とも少なくなかった。そのため、雍正二（一七二四）年以降、新たに朝貢使節のための宿舎が増設されていく<sup>20</sup>。『大清会典事例』によれば、乾魚衛衛、玉河館、安定門大街、正陽門外橫街、正陽門外楊梅竹斜街、地安門外、宣武門内瞻雲坊などの地区に、朝貢使節の宿舎が増設されている<sup>21</sup>。またその年に最初に入京した使節が、本来の会同館を利用するという規定があり、その後に入京した使節は、適宜いずれかの宿舎を割りあてられたため、各国の朝貢使節は、毎回同じ宿舎に宿泊するわけではなかった。たとえば朝鮮使節は、年によって玉河館・乾魚衛衛・南小館・智化寺・興隆寺・北極寺などさまざまな宿舎に滞在している<sup>22</sup>。一方、琉球使節は宣武門内瞻雲坊・正陽門内・正陽門外橫街などの宿舎に滞在している<sup>23</sup>。

さて、朝貢使節は指定された宿舎に入ってから、礼部に赴いて、皇帝への表文と貢物を進呈し、あわせて礼部への咨文を届けた。つづいて朝貢使節は、鴻臚寺で行われる「演礼」に参加する必要があった。演礼とは、元旦に各国の使節が皇帝に拝謁する儀式のリハーサルである。同じ年に朝貢する使節は、ともに演礼に参加し、それぞれ決められた順番にしたがってリハーサルを行った<sup>24</sup>。また二月二十八日に、皇帝が太廟に行幸する際には、朝貢使節は午門に赴いて皇帝の聖駕を送迎した。翌日に保和殿で年終宴が行われる際にも、各国の朝貢使節は定められた序列に従って宴席に参加した。そして元旦には、各国の使節は文武百官とともに大和殿に赴き、皇帝に三跪九叩頭の拝礼を行ったのである<sup>25</sup>。

やがて帰国時期が近くなると、朝貢使節は円明園・正大光明殿・紫光閣・山高水長閣・保和殿などで行われる宴席に招かれ、観劇・花火・花見などの接待を受け、賞賜品を与えられた。上記の宴席のほかにも、北京へ無事に到着した労をねぎらう「下馬宴」や、北京を辞して帰国する際の「上馬宴」などもあり、さらに皇帝が太廟や円明園などへの行幸から帰還する際に、文武百官とともに出迎えることもあった<sup>26</sup>。上述のような北京における主要な朝貢儀礼のプロセスを整理すると、次のようになる。①会同館に入館、②礼部に表文・咨文・貢物を進上、③鴻臚寺での演礼、④皇帝への拝謁、⑤皇帝による宴席と賞賜、⑥皇帝の行幸を送迎、⑦下馬宴・上馬宴を経て帰国。

なお各国の朝貢使節が北京においてさまざまな儀礼に参加する際には、国ごとに序列が定められていたが、朝鮮使節

の序列は各朝貢国の首位に位置づけられていた。朝鮮以下の序列についてみると、たとえば乾隆四九（一七八二）年に、乾隆帝が礼部に対し、太和殿での拝謁儀礼における各国使節の序列を質問したのに対し、礼部は朝鮮が首位であり、以下琉球・ラオス・シヤムが続くと回答している<sup>(27)</sup>。また乾隆五七（一七九二）年元旦の皇帝への拝謁儀礼における各国使節の序列も、朝鮮が首位であり、その後琉球・安南・回子（ムスリム）・緬甸（ビルマ）・蒙古が続いていたという<sup>(28)</sup>。さらに嘉慶二二（一八〇七）年二月二七日、朝鮮・琉球・シヤムの三か国の使節がともに鴻臚寺において演礼に参加した際にも、朝鮮使節の序列が第一位であった<sup>(29)</sup>。このように、朝貢儀礼におけるか各国の使節の序列は、朝鮮使節が首位であり、琉球がそれに続くことが多かったのである。

### 三 朝貢儀礼における朝鮮・琉球使節の邂逅

崇徳元（崇禎九・一六三六）年、ホンタイジは瀋陽で即位し、国号を大清とした。この年に清軍は朝鮮に侵入し、翌年には清朝と朝鮮王朝の間に「丁丑約条」が結ばれ、宗藩関係を確認した。清朝の入関前には、朝鮮は一年に四回ずつ瀋陽に赴いて朝貢を行っていたが<sup>(30)</sup>、入関後は一年に一回、北京に赴いて朝貢を行うことになった。朝鮮の朝貢使節は、おおむね毎年一〇月に朝鮮から出発し、同年十二月に北京に到着した。使節は北京に六十日ほど滞在し、翌年二月初めに帰国することが多かった<sup>(31)</sup>。

一方、琉球は順治一〇（一六五三）年に、明朝から賜与された勅印を清朝に送り返し<sup>(32)</sup>、康熙二（一六六三）年には、清朝は冊封使を琉球に派遣して、琉球国王の冊封を行い、宗藩関係を確認した<sup>(33)</sup>。しかし一七世紀後半の東南沿海部は、鄭氏勢力による清朝支配への抵抗や、それにつづく三藩の乱などによって不安定な状況にあり、琉球王国の貢期も一定しなかったが、それでもおおむね二年一貢のペースで朝貢使節が派遣されていた<sup>(34)</sup>。琉球使節は那覇を出発



して海路で福建に達し、そこで表文や貢物を検査したのち、正使・副使・都通事、および随行人員からなる二〇名ほどが<sup>35)</sup>、杭州から大運河で北京に向かった<sup>36)</sup>。琉球使節の北京への到着時期と滞在期間は一定していない。清代前期には、琉球使節が北京に到着した時期は、一月・七月・八月・九月・一〇月・十一月などさまざまであり、滞在期間は一月から一月半ほどであった。約一〜二ヶ月半の滞在期間であった。康熙末年になると、琉球使節はおおむね一月から一二月に北京に到着し、約二か月ほど滞在して、翌年の二月ごろに帰国の途についた<sup>37)</sup>。

清代を通じて、琉球王国の朝貢回数は、順治一（一六五三）年から光緒元（一八七五）年の間に、総計一一三回を数えた。ただしそのうち五回は、戦乱のため琉球使節は北京に赴くことができなかったため、琉球使節は北京を訪れた回数は、のべ一〇八回となる<sup>38)</sup>。一方、朝鮮王朝は一年に一回ずつ清朝に朝貢したが、そのほかに清代前期には、毎年一回の朝貢使節のほかにも、聖節使・元旦使・冬至使などを派遣しており、このほかに不定期の謝恩使・奏請使・進賀使・陳奏使・進香使・告訃使・問安使なども加わるため、清代を通して、朝鮮王朝による朝貢の回数は、のべ六〇〇回にも及んでいる<sup>39)</sup>。

前述のように、各国の朝貢使節は、北京においてさまざまな儀礼に参加する必要があり、こうした儀礼の場で、朝鮮使節と琉球使節が遭遇する機会も多かったのである。筆者は主として『燕行録全集』により、清代を通じて北京において朝鮮使節と琉球使節が遭遇したことが確認できる事例を、総計四一例確認することができた。その時期・場所・状況を整理したものが【表一】である。これは他の朝貢国の使節同士が遭遇する機会とくらべて、格段に多い回数である。たとえば朝鮮や琉球について朝貢回数が多いシャムの朝貢回数も、清代を通じて四四回にすぎず、それに次ぐベトナムの朝貢回数も四二回にすぎない<sup>40)</sup>。史料的に確認できるだけでも、朝鮮と琉球の使節は、シャムやベトナムの朝貢の総数とほぼ均しい回数にわたって、北京において遭遇しているのである。朝鮮や琉球の使節は、シャムやベトナムなどの東南アジア諸国の朝貢使節と遭遇する機会もあったが、こうした諸国の朝貢回数は朝鮮や琉球とくらべるとかなり少ないので、朝鮮と琉球の使節のように頻繁な交流が行われたわけではない。もちろん両国の使節は漢文により筆談を行

うことができたため、双方の意思疎通も容易であった。

それでは朝鮮と琉球の朝貢使節は、具体的にどのような場所かで、どのような機会に接触したのだろうか。【表一】にも示したように、両国の使節は鴻臚寺での演儀、保和殿・紫光閣・山高水長閣・正大光明殿・円明園などで行われた宴席などの機会に、遭遇することが多かったようである。また嘉慶五（一八〇〇）年、朝鮮使節の通事であった金倫瑞は、同じ年に北京に滞在していた琉球使節について、「琉球貢使、適在京師、每於皇駕迎送処相会」<sup>(4)</sup>と述べており、皇帝の行幸を送迎する際にも、つねに両国の使節が出会ったという。

また前述のように、朝貢儀礼において朝鮮使節の序列は首位とされ、琉球使節はそれに次ぐ序列を与えられることが多かったため、朝鮮使節と琉球使節は、隣り合った席次を指定されることが常であった。たとえば乾隆五九（一七九三）年に北京に赴いた朝鮮使節の書状官であった李在学は、北京における一連の朝貢儀礼について次のように述べている。

（十二月）二十九日晴留南小館。五鼓後正副使具公服、往憩于太和左翼門外、天明通官前導、只許首訳隨之。過中和殿左廡、入保和殿西亭、坐於陛前、琉球次之。……甲寅正月初一日、朝晴晚陰、留南小館。參太和殿朝參。……

三使與從官進坐於西庭之末、琉球使臣在我使之次。……初六日晴、留南小館。五鼓初、與正使遵大清門西長安之街

入西安門、內三座門外小憩于依幕……礼部官員引東西班官員、自三座門右抵西安門而列坐、我使與琉球使聯跪其端、

皇帝乘步輿而過。……二十四日晴、留南小館。平明、三使及從官從人五十七人、往礼部領上馬宴、先就御座板位之

下、行跪叩礼……琉球使臣亦參於我使之下、領宴訖復就位、行跪叩禮、而歸館所。<sup>(5)</sup>

これによれば、一月二十九日の年終宴、元旦の皇帝への拝謁、一月六日の西安門外における皇帝の行幸への送迎、一月二四日の上馬宴など、さまざまな朝貢儀礼の場において琉球使節はつねに朝鮮使節の次席を与えられていたのである。

このほか乾隆四二（一七七七）年正月二四日に、朝鮮使節が琉球使節とともに、礼部で行われた上馬宴に参加した際にも、「平明三使及從官從人五十七人、往礼部領上馬宴。先就御座板位之下、行跪叩礼……琉球使臣亦參於我使之下、領宴訖復就位、行跪叩礼」<sup>(6)</sup>とあるように、琉球使節は朝鮮使節の次席において三跪九叩礼を行っている。また乾隆

五四（一七八九）年一二月に、冬至使として北京に赴いた朝鮮使節も、二十八日詣鴻臚寺、行元日朝參演礼。而琉球国使臣翁秉儀、阮廷宝等、同時演礼、班在臣等之末」<sup>(4)</sup>と、鴻臚寺で行われた元日の拝謁儀礼の演礼において、琉球使節が朝鮮使節の次席において一緒にリハーサルを行ったことを記録している。このように朝鮮と琉球の使節が同一年に朝貢した場合は、つねに朝貢儀礼に同席し、かつ儀礼における序列では琉球使節は朝鮮使節の次席となり、前後や隣りの座位を指定された。それだけに両国の使節は、朝貢儀礼の場においてしばしば遭遇し、相互に観察し、さらに筆談などを通じて交流する機会も多かったのである。

#### 四 宿舎における朝鮮・琉球使節の交流

朝鮮と琉球の朝貢使節は、上述のように朝貢儀礼の場において遭遇しただけではなく、宿泊する館舎において交流を行う場合もあった。ただし清朝は朝貢国の使節が勝手に北京市内を移動して、他国の使節と自由に交流することを認めていたわけではなく、朝鮮使節が直接に琉球使節の宿舎を訪問して交流を行うことは難しかった。特に清初期には、東南沿海部において鄭氏政権の抵抗や三藩の乱などによる反清活動が続いていたこともあって、各国使節の宿舎には厳しい警備が加えられていた。たとえば康熙二一（一六八二）年には、朝鮮と琉球の朝貢使節は、いずれも提督四訳館に宿泊していたが、清朝当局による厳しい警備のため、朝鮮使節は直接に琉球使節の宿舎を訪問して、耿經忠や鄭錦など、東南沿海部の反清勢力に関する情報を得ることはできなかった。このため朝鮮使節は、通事を琉球使節の部屋に派遣して、筆談で福建・広東方面の情報を得たのである<sup>(5)</sup>。

康熙二二（一六八三）年、台湾の鄭氏政権が降伏し、清朝の中国支配がおおむね安定すると、朝貢使節の宿舎に対する警備態勢も緩和されていった。たとえば道光二二（一八三二）年に北京に赴いた朝鮮使節の書状官であった金景善は、

次のように述べている。

人言貢使入燕、自明時已有門禁、不得擅出遊觀、使臣呈文以請、則或許之、然終不能無間。清初禁之益嚴、康熙末、天下已安、謂東方無足憂、禁防少解。然游觀猶托汲水、無敢公然出入。挽近以來、昇平已久、禁制漸疏、非但我人之出入無礙、彼人之買賣者、亦無時往來。使臣子弟從者、耽於游觀、不擇禁地、衙門諸官、慮其生事、據法而操縱之。則爲子弟者、倚父兄之勢、惟諸訳是呵叱之。諸訳内逼子弟之怒、外憚衙門之威、不得已以公用銀貨行賂、而求其方便。<sup>(46)</sup>

これによれば、明代から朝貢使節が宿舎から自由に外出することは許されておらず、清朝当局に文書によつて許可を申請する必要があり、その申請も必ずしも許可されるとは限らなかつた。特に清初には、朝貢使節の行動に対する規制はきわめて厳しかつた。しかし康熙末年に反清勢力の抵抗が鎮定されてからは、規制はしだいに弛み、水を汲みに行くといった名目で宿舎を公然と出入りして北京市内を公然と遊覧したり、商人が宿舎に出入りして商売を行うようになった。使節の子弟が勝手に北京市内を出歩くため、礼部の官員から叱責された通事たちは、賄賂を送つて許しを願うこともあつたという。

しかしもちろん、清代中期にも朝貢使節の宿舎には多数の兵士が配置され、警備に当たつていた。金景善は次のように述べている。

衙門在館所東夾門外、每我使到館、衙門諸官皆來守之、蓋所以稽察非常也。提督一人、衙門稱爲大人、出入前導呼唱、每五日一到衙門、授我使饌供、必親莅之。使臣每出館遊覽、必先関由於提督云。大通官六人、次通官六人。旧例毎日申後鎖門加封、明日日出始開。凡開閉之時、我國軍軍、必來告于各房云。今不盡然、衙訳一人、通官中以次輪差。每我使渡江、先到柵門以待之、與迎送官護行至北京、還發則復如來時。外門將二人、率甫古二人、甲軍二十名、更番守門。甲軍則帶劍持鞭、設簾屋、常処門外。衙門申嚴門禁、則設凳列坐以守之。日暮則入館中、搜逐彼人之買賣者、出盡而後閉門。使行出而遊觀、則必執鞭前導。凡衙門逮捕禁賤、皆任其事云。<sup>(47)</sup>

これによれば、会同四訳館の提督館事は五日に一回ずつ衙門を視察し、朝鮮使節が外出する際には、あらかじめ提督に申告する必要があった。宿舎では将官が二〇名の兵士を率いて警備に当たり、兵士はつねに帯剣して門外を守備していた。門限も厳しく、日が暮れると兵士が入りしていた商人などを追い出し、門を閉めた。使節が外出する時には、かならず兵士が鞭を持って先導したという。

とはいえこうした警備にも、かなり抜け道があったようである。乾隆四二（一七七七）年の朝鮮の朝貢使節の書状官であった李押は、次のように伝えている。

嘗聞清人紀律尚嚴、皇帝必称万歳、凡事令行禁止云矣。今則漸弛、貪汚之習、乾隆之嚴飭、有倍於雍正。少或現発則誅之、籍之不少假貸禁戍之詔前後相続、而上自朝廷、下至閭閻、貪風益熾、賂門大開、豈上行下甚而然耶。是以我人一言發口、則勿論事之大小難易、必先索面幣、給則順且無事、不然必百般生梗。前則館中門禁至嚴、我人公事外、不敢窺一步地。此（亦）無所防跟、随意出入遍踏一城、無異本国。若費扇柄藥丸、則唯皇帝所居至近之地、初不阻擋。<sup>48</sup>

乾隆年間の後半になると、清朝の綱紀は弛緩し、朝廷から民間にいたるまで賄賂が公行するようになった。朝鮮使節に對しても、ことあるごとに賄賂が求められ、それを渡せば万事うまくいくが、渡さなければ何も進まないというありさまであった。以前は公式行事以外は、使節が宿舎を出ることは難しかったが、当時はすでに朝鮮本国にいる時と同じように、宿舎を出入りして北京市内を遊覧することができ、関係者に賄賂を渡せば、紫禁城の近くまで行くことさえできたという。

このように清代中期には、朝貢使節が宿舎を出て、他国の使節の宿舎を訪問することもかなり容易になっていった。このため朝鮮使節も、直接に琉球使節の宿舎を訪れて、交流を行うこともあった。たとえば康熙四八（一七〇九）年に、琉球使節は都通事の陳其湘を朝鮮使節の宿舎に遣わして交流を行っている<sup>49</sup>。道光三〇（一八五〇）年にも、朝鮮の副房裨將の權時亨は琉球使節の宿舎を訪れ、問答を交わしている<sup>50</sup>。しかし史料的に確認できるかぎり、朝鮮使節が

琉球使節の宿舎に通事を派遣するなどして交流を行った事例は、以上の数例にすぎない。

清代中期になっても、朝鮮と琉球の使節が自由に相手の宿舎を訪問できた訳ではなかったようである。たとえば乾隆三十一（一七六六）年、朝鮮使節の随行員であった洪大容は、琉球使節と面会するため、琉球使節の宿舎であった正陽門外の館舎へ赴いた。しかしその際には宿舎警備の官兵に阻まれて面会を果たせず、数日後に再訪した時には、琉球使節はすでに帰国の途に着いていたという<sup>51</sup>。

当時の朝鮮使節は、おおむね自由に宿舎を出入りできたにもかかわらず、なぜ洪大容は琉球使節の宿舎に入館できなかったのであろうか。もともと朝貢使節の宿舎は、すべて北京城内に設置されていたが、乾隆八（一七四三）年から、外城（正陽門外）にも宿舎が増設されるようになった<sup>52</sup>。乾隆四二（一七七七）年に北京に赴いた上述の李押は、「我人則任意出入、周由闕中、無異清人。而琉球国人驅入一室、使不敢出頭。其館所處於正陽門外、不得擅出其門、凡所操切倍於我人云」と述べている<sup>53</sup>。つまり朝鮮使節団が自由に宿舎を出入り、清人と同じように北京市内を移動できたのに対し、琉球使節団の宿舎は正陽門外にあり、自由に宿舎を出入りすることができず、その行動には朝鮮使節に倍する制約が加えられていたというのである。

第二節で述べたように、朝鮮使節の宿舎は、玉河館・乾魚衛衙・南小館・智化寺・興隆寺・北極寺など、おおむね内城に置かれていた。一方、琉球使節の宿舎は、宣武門内瞻雲坊・正陽門内・正陽門外横街など、正陽門や宣武門の内側に設けられていた<sup>54</sup>。【図一】朝貢儀礼においては、朝鮮使節と琉球使節はつねに隣り合う位置を与えられたのに対し、両国の宿舎は離れた場所にあり、かつ琉球使節の宿舎における人員の出入りには、朝鮮使節の宿舎にくらべてかなり厳しい制限が加えられていたので、両国の使節が相互に宿舎を訪問して交流を行う機会は少なかったのである。

それでは、なぜ琉球使節の宿舎に対しては、朝鮮使節にくらべて厳しい警備が行われていたのであるのか。それはやはり、当時の琉球がおかれていた微妙な外交的立場によるものである。清朝は万曆三七（慶長一四、一六〇九）年の薩摩の琉球侵攻以来、琉球王国が事実上、清朝と日本との両属関係にあることを把握しており、それだけに北京に到っ

琉球の朝貢使節に対する処遇には、他の朝貢国の使節よりも厳しい監督を加える必要があったと考えられる。琉球使節の一行が自由に北京市内を移動したり、清人や他国の使節と交流した場合、そうした機会に得られた情報が、琉球を通じて日本にも伝わるという事態が危惧されたであろう。このためもあって、清朝は琉球使節の宿舎を、内城の中心部から離れた正陽門や宣武門の内外に指定し、かつ人員の出入りにも厳しい制約をくわえたのではないだろうか。この結果、朝鮮使節と琉球使節の接触も、主として朝貢儀礼の場に限られることになり、両国がしばしば同時期に朝貢使節を北京に派遣したにもかかわらず、両国の使節が相互の宿舎を訪問して自由に交流を行う機会は乏しかったと考えられるのである。

## おわりに

以上本稿では、清代の北京における朝鮮使節と琉球使節の邂逅について、主として『燕行録』などの朝鮮史料により、基礎的な検討を加えた。朝鮮王朝と琉球王国は、明初から相互に使節を派遣し、漂流民を送還していた。しかし嘉靖九年からは、両国は北京経由で相手国の漂着民を送還し、あわせて咨文を交換するようになり、北京における明朝への朝貢は、朝鮮と琉球との外交の機会ともなった。ただし崇禎一年以降は、北京における両国の咨文の交換は途絶し、さらに明末清初期の政治的動乱は、両国による朝貢使節の派遣にも大きな動揺をもたらした。しかし清朝の中国支配が安定に向かうにつれ、朝鮮・琉球の両国は、安定的に清朝に朝貢使節を派遣するようになる。

清代には両国が北京において公式に外交文書を交換することはなかったが、両国の使節は朝貢儀礼の場などにおいてしばしば邂逅し、筆談などを通じて情報を交換したのである。朝鮮は清朝にもっとも多くの朝貢使節を派遣した朝貢国であり、琉球がそれに次いでいた。また朝貢儀礼における席次も、朝鮮が首位、琉球が次位とされることが多かった。このため両国の使節は儀礼の場においてしばしば遭遇し、交流を行うことができたのである。一方、清初には鄭氏政權

による清朝への抵抗や三藩の乱などにより、清朝周縁部の政治情勢がなお不安定だったために、北京における朝鮮使節の行動にも厳しい制約が加えられていた。しかし清朝の中国統治がおおむね安定した清代中期になると、こうした警備態勢も弛緩し、朝鮮使節はかなり自由に宿舎を出て北京城内を移動できるようになってゆく。しかし一方、琉球使節の宿舎に対しては、清代中期にも依然として厳しい警備が行われ、人員が自由に出入することは難しかった。これは琉球が清朝と日本との両属関係にあったため、清朝が琉球を通じて日本に情報が伝わることを恐れ、琉球使節の行動を規制したためだと思われる。このため朝鮮使節も、直接に琉球使節の宿舎を訪問することは稀であり、両国使節は主として朝貢儀礼の場で交流することになったのである。

本稿では朝鮮・琉球両国の北京における接触の状況を概観するに止まり、両国の使節がどのような方法で意思を疎通し、具体的に相手国の使者についてのどのような印象を持ち、相手国の国情についてのどのような情報を得たのか、という問題については論及できなかった。こうした問題については、『燕行録全集』所収の朝鮮史料、および琉球や清朝の関連史料にも、少なからぬ記述が残されており、稿をあらためて検討を加えることにしたい。

## 註

- (1) 河宇鳳「近世朝鮮人の琉球認識」、『八一七世紀東アジア地域における人・物・情報の交流―海域と港市の形成、民族・地域間の相互認識を中心に(上)』、東京大学大学院人文社会科学系研究科、二〇〇四年、沈玉慧「琉球情報傳遞角色之形成及建立―以明清时期中日間的往來交渉为中心」、辛徳蘭(朱徳蘭)主編、『第十届中琉歴史関係学術會議論文集』、中琉文化経済協会、二〇〇七年など、参照。
- (2) 紙屋敦之「北京の琉球使節」、『月刊歴史手帖』第三卷六号、一九九五年六月。
- (3) 松浦章「朝鮮使節の琉球通事より得た台湾鄭經、琉球情報」、『南島史学』第六三号、二〇〇四年四月。

清代北京における朝鮮使節と琉球使節の邂逅(沈)



- (4) 夫馬進「二六〇九年、日本の琉球併合以降における中国・朝鮮の対琉球外交―東アジア四国における冊封、通信そして杜絶」『朝鮮史研究論文』、第四六集、二〇〇八年一〇月。
- (5) 清水太郎「ベトナム使節と朝鮮使節の中国での邂逅―一八世紀の事例を中心に」『北東アジア文化研究』第一二二号、二〇〇〇年一〇月、清水太郎「ベトナム使節と朝鮮使節の中国での邂逅(二)一七九〇年の事例を中心に」『北東アジア文化研究』第一四号、二〇〇一年一〇月、清水太郎「ベトナム使節と朝鮮使節の中国での邂逅(三)一五九七年の事例を中心に」『北東アジア文化研究』第一六号、二〇〇二年一〇月、清水太郎「ベトナム使節と朝鮮使節の中国での邂逅(四)一六世紀以前の事例を中心として」『北東アジア文化研究』第一八号、二〇〇三年一〇月、清水太郎「ベトナム使節と朝鮮使節の中国での邂逅(五)一七世紀の事例を中心として」『北東アジア文化研究』第二二二号、二〇〇五年一〇月。
- (6) 鄭麟趾等編『高麗史』、東京国書刊行会、一九〇八年、卷一三七、七六二頁。
- (7) 朝鮮国史編纂委員会編『朝鮮王朝実録 一』、「太祖実録」、朝鮮国史編纂委員会、一九五六年、卷一、太祖元年八月丁卯条、『太祖実録』、卷二、太祖元年閏二月甲辰条。
- (8) 前掲河宇鳳「近世朝鮮人の琉球認識」、『八一―七世紀東アジア地域における人・物・情報の交流―海域と港市の形成、民族・地域間の相互認識を中心に(上)』、一三九―一四四頁。
- (9) 高良倉吉『琉球王国』、東京、岩波書店一九九三年、参照。
- (10) 前掲『朝鮮王朝実録』、『中宗実録』、卷五九、中宗三十二年七月癸卯条。
- (11) 前掲『朝鮮王朝実録 一七』、『中宗実録』、卷六九、中宗三十五年一〇月丁巳条、孫承詒「朝・琉交隣関係と史料研究」、『八一―七世紀東アジア地域における人・物・情報の交流―海域と港市の形成、民族・地域間の相互認識を中心に(下)』、東京大学大学院人文社会系研究科、二〇〇四年、一三七―一六四頁、参照。
- (12) 前掲孫承詒「朝・琉交隣関係と史料研究」一六二頁。
- (13) 小葉田淳『中世南島通交貿易史の研究』、刀江書院、一九六八年、赤嶺誠紀『大航海時代の琉球』、沖繩タイムス社、一九八八年、

- 前掲高良倉吉『新版・琉球の時代―大いなる歴史像を求めて』、川勝守「琉球王国海上交易の歴史的前提」、中琉文化経済協会主催、『第七屆中琉歴史関係国際学術會議中琉歴史関係論文集』中琉文化経済学会、一九九九年、八二五―八五四頁、岡本弘道「明朝における朝貢国琉球の位置附けとその変化―一四、一五世紀を中心に」、『東洋史研究』、第五七卷第四号、一九九九年三月、五八七―六二二頁、紙屋敦之、『琉球と日本・中国』、山川出版社、二〇〇三年、赤嶺守『琉球王国』講談社、二〇〇四年、参照。
- (14) 前掲赤嶺誠記『大航海時代の琉球』、高良倉吉『新版・琉球の時代―大いなる歴史像を求めて』、紙屋敦之『琉球と日本・中国』、赤嶺守『琉球王国』、沈玉慧「琉球情報傳遞角色之形成及建立―以明清時期中日間的往來交涉為中心」、参照。
- (15) 前掲『朝鮮王朝実録』、『中宗実録』、卷五一、中宗一九年九月癸亥条。
- (16) 金指南撰『通文館志』卷三「事大」朝鮮史編修会編『朝鮮史料叢刊』第廿一、朝鮮總督府、一九四四年、三四―三五葉。
- (17) 徐恭生「清代の琉球朝京使節の研究」中国福建省・琉球列島交渉史研究調査委員会編『中国福建省・琉球列島交渉史の研究』東京、第一書房、一九九五年、二二頁。
- (18) 前掲金指南撰『通文館志』卷三「事大」、四〇葉。
- (19) 托津等奉教纂『欽定大清会典事例（嘉慶朝）』台北、文海出版社、一九九一年、卷三九二、七七七七―七七七八頁。
- (20) 前掲『欽定大清会典事例（嘉慶朝）』卷四〇一、八一五―八頁。
- (21) 前掲『欽定大清会典事例（嘉慶朝）』卷四〇一、八一六七頁。会同館に関する研究は矢野仁一、「会同館に就いて」、『支那近代外国関係研究』東京、弘文堂、一九三九年、松浦章、「明清時代北京の会同館」神田信夫先生古稀記念論集編纂委員会編、『清朝と東アジア』東京、山川出版社、一九九二年、戈斌「清代琉球貢使居京館研究」沖縄県立図書館史料編集室編、『第二回琉球・中国交渉史に関するシンポジウム論文集』一九九五年などの論文、参照。
- (22) 前掲『欽定大清会典事例（嘉慶朝）』卷四〇一、八一五九頁、李宜顕『庚子燕行雜識』、林基中『燕行録全集』、東国大学、二〇〇一年、卷三五、三七六―三七七頁、李正臣『燕行録』前掲『燕行録全集』、卷三四、二八八―二八九頁、張詰輔『丁巳燕行日記』前掲『燕行録全集』、卷三七、頁四七―二頁。

清代北京における朝鮮使節と琉球使節の邂逅（沈）

- (23) 前掲『欽定大清會典事例(嘉慶朝)』卷四〇一、八一六七頁。
- (24) 前掲『通文館志』卷三「事大」、四三四四葉。
- (25) 前掲『通文館志』卷三「事大」、四三四六葉、前掲『欽定大清會典事例(嘉慶朝)』卷三九五、七八七八―七八七七頁。
- (26) 前掲『欽定大清會典事例(嘉慶朝)』卷三九六、三九七。
- (27) 前掲『朝鮮王朝実録』『正祖実録』、卷一三、正祖六年二月辛卯条。
- (28) 前掲金士龍『燕行日記』、四三〇―四三四頁。
- (29) 前掲『朝鮮王朝実録』『純祖実録』卷一一、純祖八年二月丁亥条。
- (30) 劉為『清代中朝使者往來研究』哈爾濱市、黑龍江教育出版社、二〇〇二年、二二一―二五頁、前掲『通文館志』卷三「事大」、一一二葉。
- (31) 楊雨菴『十六至十九世紀初中韓文化交流研究』上海、復旦大學地理歷史學系博士論文、二〇〇五年、二〇頁、前掲『通文館志』、卷三、事大、五一葉。
- (32) 覺羅勒德洪等奉敕纂修、『清世祖実録』北京、中華書局、一九八六年、卷八二、順治二年三月丁酉条、六四四―二頁。
- (33) 蔡温等編、『中山世譜』正卷、横山重編纂『琉球史料叢書』第四卷、東京美術、一九七二年、卷八、一一〇頁。
- (34) 清代、琉球の朝貢回数と頻度に関する統計資料は前掲赤嶺誠紀、『大航海時代の琉球』、「進貢船一覽表」、二六―二八頁、参照。
- (35) 前掲『清會典事例』には上京する琉球使節は一五人と規定するが、琉球の礼部宛ての咨文には、琉球の上京人数は二〇人と書いておく。
- (36) 前掲徐恭生「清代の琉球朝京使節の研究」、二二―二六頁。
- (37) 深沢秋人「琉球使節の北京滞在期間…清朝との通交期を中心に」『沖繩国際大学総合学術研究紀要』第八卷第一号、二〇〇四年二月、七一―七四頁。
- (38) 前掲深沢秋人「琉球使節の北京滞在期間…清朝との通交期を中心に」、七一頁。

- (39) 前掲楊雨蕾『十六至十九世紀初中韓文化交流研究』、二〇〇頁。
- (40) 李雲泉『朝貢制度史論—中国古代対外関係体制研究』北京、新華出版社、二〇〇四年、一四五頁。
- (41) 鄭昌順編纂『同文彙考』台北、珪庭出版社、一九七八—一九八〇年、補統篇、「使臣別單 歲幣行首訳金倫瑞聞見事件」、一九三一頁。
- (42) 前掲『朝鮮王朝実録』『正祖実録』、卷三九、正祖一八年二月庚辰条。
- (43) 李在学『燕行日記』前掲『燕行録全集』卷五八、一八二—一八三頁。
- (44) 前掲金學性等奉救撰、『日省録』、正祖一四年二月辛未条。
- (45) 前掲『同文彙考』補編卷二、「謝恩行書狀官李三錫聞見事件」四七一—四七五頁。関連研究は前掲松浦章「朝鮮使節の琉球通事より得た台湾鄭經、琉球情報」、参照。
- (46) 金景善『燕轅直指』「館所衙門記」、前掲『燕行録全集』卷七一、一六八—一六九頁。
- (47) 前掲金景善『燕轅直指』「館所衙門記」、一六六—一六七頁。
- (48) 前掲李押『燕行記事』卷五三、二〇四—二〇五頁。
- (49) 前掲『同文彙考』補編卷三、「進賀兼謝恩行書狀官李翊漢聞見事件」、六一—六二頁。
- (50) 權時亨『石湍燕記』天、前掲『燕行録全集』卷九一、四二—四六頁。
- (51) 「正月」二十二日尋往其館、館在正陽門外東南七八里外、適提督坐衙、序班輩嚴禁不許入、其後請于大使將再往、琉使歸已有日矣。」(洪大容『湛軒燕記』前掲『燕行録全集』卷四九、九四頁。)
- (52) 前掲『欽定大清會典事例(嘉慶朝)』卷四〇一、八一六〇—八一六一頁。
- (53) 前掲李押『燕行記事』卷五三、二〇四—二〇五頁。
- (54) 前掲戈斌「清代琉球貢使居京館研究」、陳碩炫「清代琉球進貢使節の北京におけるの変遷について」琉球中国関係国際学術会議編集『第十一回琉中歴史関係国際学術会議論文集』沖縄、琉球中国関係国際学術会議、二〇〇八年、参照。

清代北京における朝鮮使節と琉球使節の邂逅(沈)

表一 清代、北京における朝・琉交流事例

回数	進貢時間	朝・琉使節の接触した日付・場所	朝・琉使節の接触の概要
一	康熙三〇年十一月-三一年二月	一・一朝儀、二・四琉球館舎	琉球使節の様子、服装、鄭経、琉球の風俗、官制、貢物
二	康熙四八年-八年十一月	朝鮮館舎	琉球国王の世系、琉球の風俗、物産、日琉関係
三	雍正七年十一月-八年二月	一〇・一四礼部	琉球使節の様子、服装、琉球貢路
四	雍正九年十一月-一〇年二月	不明	朝鮮副使が「琉球国人」の詩を作る。
五	乾隆一四年十二月-一五年二月	不明	琉球の国勢、貢期、貢物、琉球使節の様子
六	乾隆二〇年十一月-二一年一月	一・一朝儀	琉球使節の官品、氏名、服装、琉球の国俗、貢期
七	乾隆三一年十二月-三二年二月	一三・三〇鴻臚寺、一・一朝儀	琉球使節の服装、琉球国王と使節の氏名、琉球の貢物
八	乾隆三八年十二月-三九年二月	一三・三〇鴻臚寺、一・五朝鮮館舎、一・七琉球館舎外、一・一七朝鮮館舎	琉球使節の服装、様子、日本情報
九	乾隆四〇年十二月-四一年二月	不明	琉球使節の様子
一〇	乾隆四二年十二月-四三年二月	一・一〇午門外	琉球使節の風貌、琉球の位置、国勢、貢期、貢物
一一	乾隆四七年十一月-二月	不明	琉球国王、正副使節及び都通事の氏名、琉球使節の服装
一二	乾隆四八年十二月-四九年一月	一三・二一鴻臚寺、一三・二八保和殿、一三・二九、保和殿一・一朝儀、一・九太和殿	不明
一三	乾隆五〇年十二月-五一年二月	一三・二七鴻臚寺、一三・三〇保和殿、一・一朝儀	琉球使節の様子、服装、琉球国王の氏名、貢路
一四	乾隆五二年十二月-五三年二月	一三・二八鴻臚寺、一三・三〇年終宴、一・一朝儀、一・九紫光閣、一・一〇西華門外、一・一一円明園、一・一三、一・一四山高水長閣、一・一五山高水長閣、正大光明殿、一・一九山高水長閣、二・二上馬宴	琉球使節の様子、服装、琉球の貢道、国勢、領域、物産、風俗、服装、日琉関係
一五	乾隆五四年十二月-五五年二月	一三・二一西華門外、一三・三〇保和殿、一・一朝儀、一・六紫光閣	不明
一六	乾隆五六年十二月-五七年	一三・二七鴻臚寺、一三・二九保和殿	琉球使節の服装
一七	乾隆五八年十二月-五九年一月	一三・二七鴻臚寺、一三・二八紫光閣、一三・二九保和殿、一・一朝儀、一・三四上馬宴	琉球使節の氏名、官品、服装、様子
一八	乾隆六〇年十二月-六一年一月	一三・二五西華門外	不明
一九	嘉慶二年十二月-三年一月	一・一朝儀、一・三紫光閣、正大光明殿、一・一五正大光明殿	琉球使節の官品、氏名
二〇	嘉慶四年十二月-五年一月	皇帝送迎	琉球使節の官品、氏名、様子、琉球の貢物、漂流民の送還
二一	嘉慶六年四月-五月	四、一・一鴻臚寺	琉球使節の氏名、服装、西湖・金山の良否
二二	嘉慶一〇年十二月-一一年一月	一・一朝儀	琉球使節の官品、氏名、琉球貢物

清代北京における朝鮮使節と琉球使節の邂逅(沈)

二三	嘉慶一二年一二月-一三年二月	一・二・二七鴻臚寺	
二四	嘉慶一四年二月-三月	不明	琉球貢路、貢期
二五	嘉慶一七年一二月-一八年二月	一・八三座門	不明
二六	嘉慶一九年一二月-二〇年二月	一・二・二九午門、一・一朝儀	不明
二七	嘉慶二一年一二月-二二年二月	一・二・二九午門外	朝鮮使節が琉球使節に清心丸を送る
二八	嘉慶二三年一二月-二四年二月	一・四円明園	不明
二九	道光二年一二月-三年二月	一・一朝儀	不明
三〇	道光四年一二月-五年二月	一・二・二六鴻臚寺、一・一朝儀、一・一五正大光明殿	不明
三一	道光六年一二月-七年二月	午門外、保和殿、西三座門外、午門外、山高水長閣、正大光明殿	不明
三二	道光八年一二月-九年二月	一・二・二六鴻臚寺、一・二・二九午門外、一・二・三〇保和殿、一・一四円明園、山高水長閣	不明
三三	道光一〇年一二月-一一年二月	一・二・二九午門外、一・一朝儀	琉球使節の様子、服装、貢物
三四	道光一二年一二年-一三年二月	一・二・二六鴻臚寺、一・二・二九午門外、一・二・三〇保和殿、山高水長閣、一・一朝儀、一・八年門外皇帝を送迎、一・一〇西華門外、一・一四円明園、一・一九円明園	琉球使節様子、服装、琉球貢路
三五	道光一四年一二月-一五年二月	一・二・二三西華門外、一・二・二六鴻臚寺、一・一朝儀	不明
三六	道光一八年一二月-一九年二月	保和殿、午門外、正大光明殿、山高水長閣	不明
三七	道光二二年一二月-二三年二月	一・二・二八年門外、一・二・二九保和殿、一・一朝儀、一・四紫光閣、一・一七午門外、一・一五正大光明殿、一・一九山高水長閣	不明
三八	道光二六年一二月-二七年二月	一・二・二八年門外	不明
三九	道光二八年一二月-二九年二月	一・二・二六鴻臚寺、一・二・二八年門外、一・一朝儀	琉球使節の服装、琉球の貢路、北京に滞在日数
四〇	道光三〇年一二月-三一年二月	一・二・二五琉球館舎、一・二・二九午門外、一・一朝儀、一・二三午門外	琉球使節の氏名、様子、官品、琉球貢路。朝鮮使節は琉球に節に漂流民送還を感謝
四一	咸豐五年一二月-六年二月	一・二・二八年門外、一・一朝儀、一・二重華殿	不明

図一 清代朝鮮・琉球使節在京館舎図

